

令和7年8月8日

市政記者クラブ 様

【トワイライトルームに関すること】

子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課  
担当：長谷川、岩佐（電話：972-3091）

【学童保育所に関すること】

子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進課  
担当：原田、亀谷（電話：972-3084）

【児童館留守家庭児童クラブに関すること】

子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課  
担当：加藤、竹田（電話：972-3256）

放課後児童クラブの利用状況について

1 放課後児童クラブの利用児童数及び待機児童数

放課後児童クラブ（トワイライトルーム、留守家庭児童育成会（以下「学童保育所」という。）、児童館留守家庭児童クラブ（※））の利用状況は別紙1のとおりとなりました。

また、国の調査日（令和7年5月1日）時点において、利用できなかった児童数（待機児童数。別紙1及び別紙2）は、49人（対前年比15人増）となりました。

※各事業の概要は別紙3

2 令和7年度における待機児童対策

令和4年度に策定した「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」に基づき、受入可能人数の拡充を図っていきます。

(1) トワイライトスクールからトワイライトルームへの移行

(2) 学童保育所の分割や定員増加に向けた支援

学童保育所に対しては、より多くの児童が受け入れられるよう、民家等を学童保育所仕様に改修するための費用等を助成し、より広い場所への移転や実施か所数の増加を支援してまいります。

また、本市が設置している専用室については、より面積の広い専用室への建替を実施していきます。

(別紙 1)

令和 7 年度放課後児童クラブの利用状況 (※ 1)

(単位 : 人)

| 区 分                                             | 放課後児童クラブ      |       |                      | 合 計    |
|-------------------------------------------------|---------------|-------|----------------------|--------|
|                                                 | トワイライト<br>ルーム | 学童保育所 | 児童館<br>留守家庭<br>児童クラブ |        |
| A 利用申込児童数<br>〔4 月 1 日現在〕                        | 2,983         | 6,800 | 256                  | 10,039 |
|                                                 | (54)          | (147) | (7)                  | (208)  |
| B 利用児童数<br>〔4 月 1 日現在〕                          | 2,983         | 6,751 | 225                  | 9,959  |
|                                                 | (54)          | (158) | (5)                  | (217)  |
| C 未利用児童数<br>〔C = A - B〕                         | 0             | 49    | 31                   | 80     |
|                                                 | (0)           | (△11) | (2)                  | (△9)   |
| 調査日までに利用可<br>能となったもしくは<br>申込を取り下げた児<br>童数 (※ 2) | 0             | 22    | 0                    | 22     |
|                                                 | (0)           | (△17) | (△6)                 | (△23)  |
| 調査日においても利<br>用希望が継続してい<br>る児童数                  | 0             | 27    | 31                   | 58     |
|                                                 | (0)           | (6)   | (8)                  | (14)   |
| 国の調査要領に基<br>づく除外児童数<br>(※ 3)                    | 0             | 8     | 1                    | 9      |
|                                                 | (0)           | (2)   | (△3)                 | (△1)   |
| 待機児童数                                           | 0             | 19    | 30                   | 49     |
|                                                 | (0)           | (4)   | (11)                 | (15)   |

※ 1 下段 ( ) 内は令和 6 年度からの増減。

※ 2 太枠内は、令和 7 年 5 月 1 日時点の児童数。

※ 3 他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなどにより待機している児童。

(別紙 2)

## 令和 7 年度待機児童数の状況

(単位：人)

| 区 分 | 令和 7 年 5 月 1 日 |       |       |       |       |       |       | 令和 6 年<br>5 月 1 日<br>(B) | 差<br>(A) - (B) |
|-----|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------|----------------|
|     | 1 年 生          | 2 年 生 | 3 年 生 | 4 年 生 | 5 年 生 | 6 年 生 | 計 (A) |                          |                |
| 千種区 | 5              | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     | 6     | 0                        | 6              |
| 東区  | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 北区  | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 西区  | 0              | 0     | 0     | 7     | 4     | 0     | 11    | 6                        | 5              |
| 中村区 | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 中区  | 2              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 2     | 0                        | 2              |
| 昭和区 | 1              | 2     | 0     | 1     | 3     | 0     | 7     | 4                        | 3              |
| 瑞穂区 | 3              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 3     | 0                        | 3              |
| 熱田区 | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 中川区 | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 港区  | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 2                        | △ 2            |
| 南区  | 3              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 3     | 3                        | 0              |
| 守山区 | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 緑区  | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 名東区 | 10             | 4     | 3     | 0     | 0     | 0     | 17    | 19                       | △ 2            |
| 天白区 | 0              | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                        | 0              |
| 合 計 | 24             | 7     | 3     | 8     | 7     | 0     | 49    | 34                       | 15             |

## 1 放課後児童クラブについて

### 【トワイライトルーム】

小学校施設を活用して実施しているトワイライトスクールの内容に加え、労働等で子育てへの援助を希望する家庭の子どもについて、その生活面でのサポート等を行う子ども指導員を配置する等、より生活に配慮した取り組みを行います。午後5時を超えて利用する場合は、一定の利用料（おやつ代を含む）が必要になります。

#### ＜開設時間＞

月～金曜日の授業終了後から午後7時まで（長期休業中は午前8時から実施）

土曜日は午前9時から午後6時まで実施

### 【留守家庭児童育成会（学童保育所）・児童館留守家庭児童クラブ】

保護者が労働等により昼間、家庭にいない子どもについて、その健全な育成を図るため、授業終了後等に適切な遊びと生活の場を提供します。開設時間や利用料（おやつ代等を含む）は、留守家庭児童育成会によって異なります。

#### ＜開設時間＞

多くの留守家庭児童育成会では月～金曜日の授業終了後から午後7時頃まで

（留守家庭児童育成会により異なります。土曜日と長期休業中は、午前から実施）

児童館留守家庭児童クラブは、月～土曜日の午後1時から午後6時まで

（長期休業中は午前から実施）

## 2 放課後児童クラブにおける申込み方法等

利用者の募集や申込受付等は各放課後児童クラブで行っており、保育所のように区役所において利用調整は行っておりません。

また、放課後児童クラブを利用する児童は、小学校下校後に直接利用するケースが多く、一般的には学区内もしくは隣接している学区の放課後児童クラブを利用しており、児童が通える範囲に存在する放課後児童クラブが限られています。